

35 明治10年12月12日 菊池長閑

第十一号十二月十二日記

第十号本月一日達し土魯之戰端を開く始末詳細ニ為御知被下繁  
学之中別而不淺存候なる程勝負之形ニ寄り亞細亞州に安危之係  
と取沙汰するも尤也魯ハ何分彼是と相聞得候世界之為にハ魯之  
破ハ能方ニ可有之千万彼ニ勝れてハ日本もうつかりしてハ居ら  
れましく候此元去六日午前三時鉢屋丁より出火風なけれとも延

燒七十六戸燒失せり然るに逐日降懸之時節故一ツハ取急たる歟

今日も燒跡見るに二戸計建つ壁も付候見世之分計なれ共其他每戸普請ニ

懸り大工土方之者充滿せり隣近處其体裁ニ致されてハ家を建兼  
るハ外見ニ可有之借財しても競ふて作事ニ懸候はと被察候士族  
抔にてハ建つるハ差置燒跡さへ速ニ取片付兼候は市中人之者共

可恐候」当春減租被仰出区費も半減ニ成たる処當原ニ而ハ半減

にてハ迫も不引足ざりとて其不足分地価に割付る事不成規則也  
とて資力を書上させ五十円を一戸産と号外ニ戸別是ハ浪人かまとく煙を立つエ割付候事ニ布達ニ成當眞限其法大略をいひハ年給月

給日給并公債証書貸金証之利子貸家之家賃已上一ヶ年分又田地  
ヲ収納之米豆時相場ヲ以金ニ積其外園圃生する萬樹野菜ニ至  
るまで価額を積り其内々地租并区費種肥代貸家手入貸是ハ家賃之十分为一二限事一戸別戸産ハ不拘ニ付三十円已上之金を引去り残り金千円なれハ

則二十戸産千五百五十五円なれハ三十一戸一步五円ヲ一分とす其未滿ハ除棄右  
法ヲ以割付候よし右書上年々五月十一日兩度之事去月布達ニ成  
り大騒ニ候今度新工夫ゆへ縣にても規則行届さる処も有之よし  
銘々竈ノ位を書上の故迷惑かり彼是難波起し組惣代之中ニハ勤  
振を為見候心組哉座壇本不殘書ケと云向もあり町内々々不一定

ならず此方共ハ未た惣代ヲ沙汰なし故打捨置候取究候ハト為知

可申候又九月頃山之丈量有之錢懸之持山八百丁余ニ成未た地価

不究何卒格別之損ニ不成様祈居候外別事無之候以上

武夫殿

長閑

(封筒表)

「亞米利加國ボストン府

(同封 明治10年12月13日 菊池長閑)

第十二号十一月十三日記

第五条本月九日達し河上氏より此一書森明善氏当秋米国より帰朝之  
節携候由之処昨日漸く面会請取候旨本月三日附を以申來り候扱  
当年之試験ハ如何ニ候哉那珂氏よりも報知無之ゆへ床敷存候おす  
ミも本月三日試験ニ成候思之外不出来之由來た舛降不分候」先  
達本宿より之紙面ニ文部少輔神田孝平より其地エ申遣たる次第有之  
貴様殊ニ寄来春帰朝する歟之説有之よし東京にて承候趣申來り  
候尤文中判然ニハ無之候へ共貴様老人之事ニ無之哉に推察せら  
れ候誰に致せ未た三年にも成らぬに帰朝とハ余人と間違たる事  
歟と孝候へとも余り床敷那珂氏まで問合申遣置候へ共未た何之  
返事も無之何も右様之扣有之間敷哉間違哉と存すれ共待身にし  
ては迷ひ申候最早今年も二旬ニ不足折角相□迎年あるへく候也

長閑

尚以宅命當節鹿児島ニ在艦來年二月頃帰艦之よし賊跡警備ニ

罷事越候

武夫殿

ポートワイン。ストリート

二十二番

菊池武夫殿

要書報平安

(封筒裏)

「日本岩手県陸中国盛岡

外加賀野八十六番

菊池長閑

十二月十三日発

」